

学校いじめ防止基本方針

荒川区立尾久第六小学校
令和6年3月改定

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する本校の基本姿勢

いじめを受けることは、児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる問題である。また、いじめをしている児童だけの問題ではなく、いじめを助長したり傍観したりすることも許されないことである。このことを全教職員が認識し、いじめを受けた児童の相談に応じるとともにいじめをしている児童や学校全体への指導を速やかに行う体制を備えておくことが大切である。さらに、いじめはどの学校・学級にも起こりうるものであるという認識に立ち、児童への指導をきめ細やかに行う必要がある。これらのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、生命や人権を大切にすることを教育活動全般で指導することや、児童一人一人の多様な個性を尊重して指導に当たること、児童の人格のすこやかな発達を支援するための指導を徹底することが重要となる。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することも必要であると考え。

2 いじめの防止への具体的な取り組み

(1) 学校として

① 教職員の意識向上を目的とした、いじめに関する校内研修会を、年3回以上行う。

(いじめの定義、重大事態の定義・対処、学校いじめ対策委員会についての理解、基本方針の確認、いじめ問題発見のポイント、いじめ発生時の対応の確認 等)

② 日頃から教職員間の情報交換を密にする。

③ 教職員が気になる事例を把握した場合には、小さな事例でもいじめ対策委員会に報告する。

④ 児童及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制をつくる。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談ができることを毎学期当初に知らせる。

⑤ 家庭や地域との協力、連携を密にする。

⑥ 本基本方針を、18のチェックリストに基づいて随時見直し、保護者や地域住民にホームページなどで公開し、共通理解を図る。

(2) 学年・学級として

① 学習規律のある授業を行い、合意形成や意思決定の場面を設定するなど、児童が主体的に活動できる

学級経営を行う。

- ② 年度当初に、全教職員がいじめは許さないという姿勢であることを児童に示す。
- ③ いじめに関する内容を授業で取り上げ、人権意識を育成する。
- ④ SNS 尾久地区ルール等でネットとのつきあい方の指導を行い、ネット上でもいじめは許されないということを指導する。
- ⑤ SOS の出し方に関する教育、生命の安全教育を1学期に実施する。

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日常的な観察（観点の例）

- ① 隣の子と、さりげなく机を離されている子はいないか。
- ② 近づいていくと避けられる子はいないか。
- ③ 発言しても支持されず、おかしい空気や視線が流される子はいないか。
- ④ 配布物を回す時、不自然にされる子はいないか。
- ⑤ ものが盗まれたり、壊されたり、隠されたりする子はいないか。
- ⑥ 馬鹿にするような名前呼び方、あだ名の付けられ方をされている子はいないか。
- ⑦ 休み時間や学級活動で仲間はずれにされたり役割の不自然な集中をされたりしている子はいないか。
- ⑧ 休み時間の後、一人遅れて教室に入ってくる子はいないか。
- ⑨ 給食の配膳の時、並ぶ順番や配膳の量などでほかの児童とは異なる子はいないか。
- ⑩ 事件が起きるとその子どものせいにされる子はいないか。
- ⑪ それまでと比べ、授業に熱中できなくなってきたり、元気がなくなってきたりした子はいないか。
- ⑫ よくけがをしたり、体のどこかが痛そうにしたりする子はいないか。
- ⑬ 頻繁に保健室に行きたいと訴える子はいないか。
- ⑭ 保護者に無断で遅刻や早退をする子はいないか。
- ⑮ 何となく話をしたいような素振りを示す子はいないか。

(2) アンケート

ふれあい月間(6月, 11月, 2月)に行ういじめ発見アンケート、長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査(9月, 1月)を実施し、児童からの情報収集、いじめの早期発見に努める。また、児童への観察を通して必要を感じた際は、アンケートを実施する。また、学校評価等の機会も利用して児童理解を図る。

(3) 児童への聞き取り

児童への観察やアンケートにより、問題があるという可能性がある場合には児童への聞き取りを行う。また、高学年児童に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談を行う。

4 いじめの早期解決のための取り組み

(1) いじめの認知と報告

教職員による発見（観察・アンケート・聞き取りによるもの）、本人の訴え、保護者や地域からの情報提供によるいじめを認知した場合、その日のうちに管理職に報告する。

(2) いじめの組織的対応

管理職の指示により、担任・学年主任・いじめ防止対策委員会による対応を始める。いじめ防止対策委員会は、校長・副校長・生活指導主任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・関係学年主任、担任とし、委員会は必要に応じて随時開催する。

(3) いじめの指導の原則

- ① 学級担任は、いじめの連絡を受けた場合や発見した場合、その日のうちに校長・副校長に概略を報告する。
- ② 校長が事実を確認し、緊急を要する場合、二十四時間以内にいじめ防止対策委員会を開催する。いじめの概要について、教育委員会に報告する。
- ③ 委員会において、重大事態としての対応が必要かどうかの判断も含め、被害児童・保護者への対応などの具体的方針を立て、対処する。
- ④ 最終責任者は、委員長である校長とする。
- ⑤ 一週間以上たっても改善が見られないときは、再度協議を行い、新たな具体的方針を立てる。
- ⑥ いじめを受けた子どもとその保護者が、いじめが解決されたと認識するまで続ける。
- ⑦ いじめが解決されたという確認は、いじめ防止対策委員会にて行い、判断の責任は校長が負う。解決までの経過について、教育委員会に報告する。

5 いじめ解決後の取り組み

(1) いじめの解決後の連絡

学級担任は、いじめ解決と判断された後も、いじめを受けた児童の観察を注意深く行い、保護者への連絡を1か月後などにも行う。

(2) 指導情報の引継ぎ

学級担任は、進級・進学・転学の際には、指導を行った事実をもとにして、適切に引き継ぎを行う。